

所管部課名	市民福祉部 環境課	担当者	高崎 俊一					
事務事業名	清掃総務一般管理費							
根拠法令	川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	450 千円	国県支出金 千円	一般財源 450 千円					
			その他 千円					
			その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	地元住民からの苦情件数	0件	令和6年度					
成果指標②	環境向上活動の実施件数及び参加者数	4回 40人以上	令和6年度					
補助対象者	川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費 ・施設周辺の環境向上のための経費 ・川内汚泥再生処理センターの安全かつ安定した運転状況の確認のために必要と認められる経費 							
補助対象事業・活動の内容	会議、運転状況確認、地域住民との調整							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	450,000円（限度額）							
上記項目の積算方法	川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領による額							
補助を 過去3 年事業 の決算 状況 等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	450,000	94.8%	450,000	96.5%	450,000	97.1%
		雑入	2	0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金） 計	24,452	5.2%	16,269	3.5%	13,350	2.9%
		474,454	100.0%	466,269	100.0%	463,350	100.0%	
	支出	事業費	300,177	63.3%	295,777	63.4%	297,840	64.3%
		人件費	102,000	21.5%	102,000	21.9%	102,000	22.0%
		その他事務費	56,008	11.8%	55,142	11.8%	50,750	11.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
（翌年度繰越金） 計		16,269	3.4%	13,350	2.9%	12,760	2.8%	
	474,454	100.0%	466,269	100.0%	463,350	100.0%		
	支出計/前年度支出計				98.3%		99.4%	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金		3.6%		3.0%		2.8%	
	交付件数	1		1		1		
	成果指標の推移①	0		0		0		
	成果指標の推移②	—		4回 40人		4回 40人		
特記すべき事項等	【前回評価】	平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」						
	【前回評価への回答】	<ul style="list-style-type: none"> ・地元との覚書に基づき、支出面の改善をされたい。 ・補助内容について、他の地域住民から評価され、理解が得られるような環境美化活動などを検討されたい。 ・補助金等交付要綱の、交付基準である補助事業等の概要で研修事業等の実施について、現在、施設更新もされており、先進地への研修も必要なくなったことにより、現状にあった内容の一部改正を行った。 ・対策委員会として、平成29年度より施設周辺の環境向上活動として、処理施設で発生する汚泥を再資源化した炭化製品（菜生くん）を使用し花、野菜の育成状況の試験を行い、循環型社会の形成を目指し、炭化製品利用促進を地元主体での取組を始めた。 						
	【費用対効果】	生活排水の安定した適正処理と生活環境の保全が図られている。						

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	対策委員会の活動により迷惑施設立地地元の理解が得られ、汚泥処理が適正に出来ていることは、全市民の公衆衛生の向上に直結していることから、市民の利益になると考える。また、再資源化製品の利用促進の取り組みは、資源循環型社会の実現のため公益性が高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市内の汚泥・し尿処理については、市の責務であり処理するための施設は、市内のどこかに設置しなければならない。施設の設置には、地元住民の理解が不可欠であり、その地元住民の代表組織として対策委員会を設置してもらっている。対策委員会には、他に収入がなくその運営のためには、市からの補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	対策委員会が中心となり、関係する3自治会との調整を行っている。また、施設の安全かつ安定した運転状況を確認されることで、地元住民の理解が得られており、汚泥処理施設が安定的に稼働していることを考えると、有効であるものとする。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	環境向上活動を地元住民が行うことによって、より地域としての連帯感が生まれ、対策委員会としても住民の意見をまとめやすくなる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金の範囲内で自主的に研修や事業を実施されており、当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると考えている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	明確な根拠は無いが、実施事業について環境向上活動等、補助額以上の効果があると考えている。地元との良好な関係を維持しながら、補助額については必要額を協議していきたい。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 川内汚泥再生処理センターは、市内で発生する汚泥処理を旧環境センターから引継ぎ、同敷地内に建設したものである。 今後も、長期間にわたり同敷地内で稼働していくことから、地元の理解と周辺の環境保全対策が不可欠であり、対策委員会の運営のための補助金制度は、継続させるべきと考える。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 川内汚泥再生処理センター対策委員会の運営に要するものであること
- (2) 川内汚泥再生処理センターの安全かつ安定した運転状況の確認に資するものであること
- (3) 地元の地域住民との調整に関すること

(補助金の額)

第3条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の額は、予算で定める範囲内で次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金は、次の各号に定める経費（食料費を除く。）について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費
- (2) 施設周辺の環境向上のための経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、川内汚泥再生処理センターの安全かつ安定した運転状況の確認のために必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 薩摩川内市補助金等交付規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内市補助金等交付規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が

自ら行った評価に関する書類

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 川内汚泥再生処理センターへの地元の地域住民からの苦情件数
(2) 処理後の放流水の水質状況
(3) 施設周辺の環境向上活動の実施件数及び参加者数
(補助事業者等の責務)

第9条 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の生活排水処理施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づいて平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。